

# 令和3年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税の申告につきましては、毎年ご協力いただきありがとうございます。

この申告は、市民税・県民税の税額決定のほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、各種福祉手当の受給判定及び所得(非)課税証明書の交付などを行うために必要な資料になりますので、この手引きをお読みいただき、必要事項をご記入の上、**令和3年3月15日(月)**までに提出してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、

## 原則郵送での申告をお願いします。

※本年度に限り、切手不要の受取人払いの返信用封筒を同封しております。申告会場は大変混雑しますので、密を避けるためにも、なるべく郵送での申告をお願いします。

### ●申告書の提出が必要な方

①令和3年1月1日現在、蕨市に居住している方

※令和2年中に収入がなく、蕨市に居住している方の扶養親族や同一生計配偶者になっていない方（単身赴任中の配偶者に扶養されている方なども含む）、生活保護を受給している方、障害年金・遺族年金、児童手当などの非課税所得のみで生活している方も申告が必要になります。

②蕨市に居住していない方で、令和3年1月1日現在、市内に事業所、事務所又は家屋敷を有する方

次の方は申告書が送られてきても提出の必要はありません。

- 税務署に対して令和2年分の所得税の確定申告をした方又はされる方  
※確定申告が市民税・県民税申告を兼ねた申告となります。なお、西川口税務署以外の税務署に提出する場合は、確定申告書の住所欄に令和3年1月1日現在にお住まいの蕨市の住所を必ず記入してください。
- 令和2年中の収入が給与のみで、勤務先から蕨市役所に「給与支払報告書」が提出されている方  
※提出されているかどうかは勤務先でご確認ください。**提出がない場合は申告が必要になります。**
- 令和2年中の収入が公的年金等のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料や扶養親族等の情報に追加・変更がなく、医療費・生命保険料等の各種控除を受けない方
- 蕨市に居住している方の扶養親族や同一生計配偶者の方  
**ただし、次のいずれかに該当される方は申告が必要になります。**
  - 収入がある場合で上記(1)～(3)に該当しない方
  - 所得金額が記載された非課税証明書が必要な方
  - 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険の加入者 ※詳しくは各担当課へお問い合わせください。

### ●申告に必要なもの

1	令和3年度分市民税・県民税申告書（同封されている申告書）
2	マイナンバー（個人番号）及び身元確認ができる書類の写し

以下に該当する場合 ※所得や控除を証明できる書類がない方は、発行者に再発行を依頼しお手元にご用意ください。

3	令和2年中の収入及び所得を証明できる書類 ・給与所得者 … 給与所得の源泉徴収票、給与明細など（特定支出控除のある方は所定の明細書及び支出の証明書が必要です。） ・年金受給者 … 公的年金等の源泉徴収票 ・事業所得者、不動産所得者 … 収支内訳書、収入・必要経費の分かる帳簿・領収書など ・配当所得者、株式譲渡所得者 … 年間取引報告書など（課税方法選択のために申告書を提出される場合も必要です。）
4	各種控除に関する必要書類については、裏面「市民税・県民税申告書の書き方」の「 <b>3</b> 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当する項目をご確認ください。
5	受付票や添付資料の返却を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒と返送を希望する書類名を記載したメモを同封してください。切手貼付の返信用封筒が同封されていない場合、受付票などの返送はできません。 ※マイナンバー記載の書類について返却を希望される場合には、特定記録郵便で返却するため、特定記録の料金（160円）分を足した切手を貼付してください。

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせ・郵送先	<b>【蕨市役所 税務課 市民税係】 電話 048-433-7707</b> 郵送先住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号 ※ただし、現在庁舎建替え中のため、税務課の業務は下記住所で行なっております。（郵送先は上記となります）
	〒335-0004 蕨市中央4丁目21番29号 仮庁舎（市民会館3階多目的ホール） ※申告期間は職員不在のため、市役所窓口での対応は致しかねます。

受付会場での密を避けるため、原則郵送での申告をお願いしておりますが、対面での申告を希望される方を対象に、次のとおり受付会場を開設いたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**各会場において時間帯を指定した整理券の配付による受付制限等の感染症対策を実施**させていただきます。

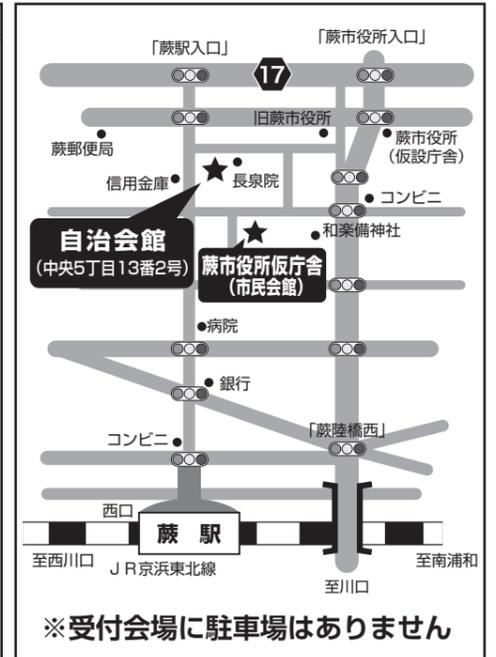
受付会場	開設期間	受付時間
<b>蕨自治会館</b> (中央5丁目13番2号)	2月16日(火)から3月15日(月)まで(土・日及び祝日を除く) ただし、2月21日と2月28日の日曜日は開場します。	午前9時から 午後4時まで
<b>東公民館</b> (塚越3丁目19番13号)	2月9日(火)、2月10日(水)	午前の部:午前9時から11時30分まで 午後の部:午後1時30分から4時まで

※東公民館では、簡易な内容の所得税還付申告に限り、関東信越税理士会西川口支部の税理士が確定申告相談に応じます。  
次の申告は受付ができません……住宅借入金等特別控除が初年度の方、年金や給与以外に所得がある方、令和2年分以外の確定申告、準確定申告。

※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。また、受付会場に駐車場はありません。

**【ご来場のお客様へのお願い】**

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、次の方のご来場はお控えください。**
  - ・37.5度以上の発熱（平熱と比べて高い発熱）や咳など風邪の症状がある方（入場時に検温いたします。）
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とPCR検査で判定された方との濃厚接触がある方
  - ・入管法に基づく入国制限の対象となっている地域から日本への入国後14日間経過していない方
- 会場内の密をさけるため、整理券（当日配付）による受付制限を実施いたします。**整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。整理券の配付は、受付開始時間の20分前から開始しますが、配付開始時点で並べられている方で、配付順を抽選いたしますので、早くから並ぶことのないようにお願いします。
- 会場ではマスクを着用し、できる限り少人数で来場のうえ、会話はお控えください。（マスクを着用されていない方の入場をお断りする場合がございます。）
- 手指消毒の徹底をお願いします。手指消毒液は会場入り口等に設置しておりますので、入場時には必ずご利用ください。
- 会場において、感染症対策を実施しておりますので、ご協力ください。
- 受付会場での申告を行う場合には、左記の「申告に必要なもの」及び裏面の「市民税・県民税申告書の書き方」の中で写しを添付するものについて、原本をご提示いただくことでコピーの添付を省略することができます。
- 代理申告の場合は、委任状と代理人の身元確認ができる書類が必要となります。



※受付会場に駐車場はありません

### ●所得税及び復興特別所得税の確定申告・還付申告等について

◆**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！**  
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に出向かなくてもパソコンやスマホから24時間いつでも確定申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信又は書面で印刷して郵送のいずれかにより提出できます。詳しくは、**e-Taxホームページへ（www.e-tax.nta.go.jp）**

申告書の作成はこちらから！



◆**確定申告会場等のご案内**  
所得税・消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。令和2年分の確定申告は、申告会場の混雑緩和を図るため、**時間帯を指定した入場整理券を配付**します。入場整理券は、申告会場で配付（8時30分以降）しますが、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前発行も行います（詳細は国税庁HPをご覧ください。）。なお、状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日（月）以前でも受け付けます。

期間	申告会場	相談受付
1月20日から2月10日まで	西川口税務署別館	午前8時半から午後4時まで
2月12日から3月15日まで (SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎で申告相談を行っていません。)	SKIPシティ 産業技術総合センター1階多目的ホール	午前9時から午後4時まで

**交通アクセス** JR京浜東北線：川口駅〈バス〉東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車 《駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。》  
JR京浜東北線：西川口駅〈バス〉東口5番乗場、「川口市立高校」下車

※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月21日と2月28日の日曜日は開場します。  
※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください。またSKIPシティ会場では現金などの納付は取り扱っておりません。  
★確定申告会場には、マスクを着用し、できる限り少人数で来場ください。  
★入場の際に検温を実施します。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただきます。

**確定申告についてのお問い合わせ** **【西川口税務署】 〒332-8654 川口市西川口4丁目6番18号 電話 048-253-4061(代表)**  
※この電話番号は電話がつかないと音声案内が流れますので、御用件の内容に応じた番号をお選びください。

